

手当など

児童手当

- 毎月1~1.5万円
- 0-中学校卒業まで
- 年1回現況届を提出

出産育児一時金

- 出産にかかる費用の助成をする制度 42万円から
- 雇用されていた会社または加入健康保険に提出
- 出産後2年以内に届け出すれば支給される

出産手当金

- 妊婦さん本人が働いている場合に支給される
- 産休では収入を得られないので給料の代わりとして支給
- 金額は在職時の給料を日額で3分の2支給される
- 雇用されていた会社または加入健康保険に2年以内に届け出提出

乳幼児医療費助成制度

- 小学生になってない乳幼児が対象
- 入院や通院などで健康保険の自己負担分を補助する制度
- 地域によって違いがあり確認が必要